

## 「居宅療養管理指導について」

当院では、通院が困難な要介護・要支援認定を受けた方に対し、医師が定期的にご自宅や施設へ訪問し医学的な管理および指導を行います。また、療養上の相談や助言を行うとともに、ケアマネジャーや訪問看護事業所などと連携し、適切な在宅療養を支援いたします。

主な内容：

- ・病状や健康状態の把握
- ・療養上の相談・助言
- ・お薬に関する指導
- ・栄養・食事に関する助言
- ・介護サービス事業者との連携
- ・ケアマネジャーへの情報提供

介護保険の対象となる方については、医師による居宅療養管理指導を実施した際に、介護保険の居宅療養管理指導費を算定いたします。

サービス内容や自己負担額については、事前にご説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。